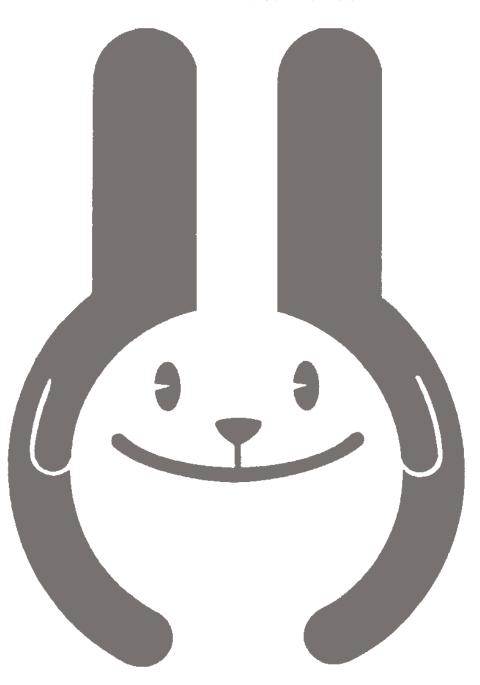


保存版 2024 年度

# <sub>改定</sub> エッコロ制度 ガイドブック

エッコロ制度は、組合員同士のたすけあいのしくみです



エッコロ(ECCOLO)は、「はい、どうぞ」の意味を 持つイタリア語です。マークには、困った時に手をさし のべあい、たすけあうという想いがこめられています。

生活クラブ虹の街



### はじめに…

1986年に誕生したエッコロ制度は、「たすけあいをいとわない」という組合員の想いによって作られました。以降30年以上にわたり組合員活動や様々な保障に役立ってきました。

一方、昨今はコロナ禍も追い打ちをかけ、人との 距離がますます広がると同時に、たすけてと言えな い自助、過剰な自己責任社会が浸透しており、組合 員も例外ではありません。

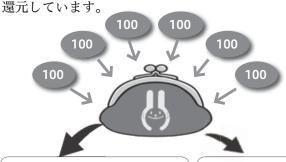
今回(2024年度)の改正に向けては、エッコロ制度見直しプロジェクトの中で上記の課題について共有し、エッコロを通じて実現させたい未来と組合員が必要とする制度はどのようなものなのかを話し合いました。

まずは、人と人のつながりづくりから始めようと 新たなしくみも登場しています。どうぞよく読んで 有効に利用してください。

たすけあい委員会

### エッコロ制度のしくみ

月100円の掛金は暮らしやすい地域をめざし組合員の保障や地域づくりに活用しています。掛金の内80円は組合員へ還元、20円は地域に



### 組合員へ還元

- ・ほっとカフェ
- ・プレママ応援セット
- 生活保障
- ・配達・買物に関する保障
- ・組合員活動保障
- ・千葉グループ生活支援利用補助
- ・託児ケアシステム風船など

# 地域に還元

エッコロ福祉基金

- ・エッコロファンド
- ・エッコロ福祉助成

# もくじ

エッコロ制度ってなぁに?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
もくじ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
エッコロ制度の用語・きまり・・・・・・・・・・・・・・・・	3
申請~給付のきまり・申請書取得・一覧 ・・・・・・・・・・・ 4	4
NEW 地域でたすけあいの仲間づくり / ほっとカフェ ・・・・・・・・・	5
NEWプレママ応援セット申込 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
生活の中でサポートが欲しい時 / 生活保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
消費材の購入等で困ったら/配達・買物に関する保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
組合員活動中に困ったら/組合員活動に関する保障・・・・・・・・・ 1	1
NEW 生活クラブ千葉グループの生活支援を利用したら / 生活支援利用補助 ・・ 1	3
生活クラブの企画参加時の託児 / 託児ケアシステム風船 ・・・・・・・ 1	4
配達時の見守り希望の時 / 見守り安心サポート	
『生活と自治』が読みにくくなったら / リーディングサービス	
エッコロ福祉基金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
エッコロ制度の歴史 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
エッコロ制度規約と細則 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
問い合わせ・エッコロコーディネーター窓口 ・・・・・・・・・・ 1	C

# エッコロ制度の用語・きまり

# エッコロ制度のたすけあい

エッコロ制度はサービスではなく、消費材を共同購入する仲間として、月掛金 100 円でちょっと困った時に"たすけたり、たすけられたりする"しくみです。エッコロ制度を介して人と人とがつながり、暮らしやすい地域になることをめざしています。

### エッコロコーディネーター

エッコロ制度について相談できるエッコロコーディネーターを各ブロックに配置しています。

暮らしの中でちょっとした困りごとがあり、サポートが欲しいものの頼める人がいない時は、エッコロコーディネーターへご相談ください。お話を伺い、依頼内容に応じて、サポート者をコーディネートします。 ※依頼内容やエリアにより成立しない場合もあります。



# エッコロサポーター

近隣の組合員同士として「ちょっと困った」時にお 手伝い OK の方がエッコロサポーターとして登録 しています。

サポートを成立させるためには、おおぜいの多様な 登録者が欠かせません。あなたもエッコロサポー ターになりませんか?

詳細・登録希望の方はこちら→

### エッコロおたすけ隊

班配達やご近所の付き合いの中、またコミュニティなどの活動メンバーで自主的にコーディネーターを 置き、サポートを必要とする身近な組合員から依頼 を受け、サポートするしくみです。

# 生活クラブ千葉グループ生活支援事業所

エッコロサポーターが見つからない場合等に生活保障のサポートを依頼する事業所で、生活支援利用補助の対象です。

生活クラブ千葉グループの一員として、暮らしやすい地域社会の実現をめざし、生活支援サービスをはじめとした様々な事業を各地域で実施しています。

# サポート金

労働対価ではなく、お互いさまのたすけあいの関係 が成立したことに対して給付します。

給付はみんなの掛金で支え合っています。

### 限度額

保障ごとに限度額を設定しています。各保障のページをご参照ください。

保障全体の給付限度額は、年間 10 万円までです。 \*4/1~翌年3/31までにセンターまたはデポーに提出分

# サポート中の事故 / ケア者保険

エッコロに定められているすべてのサポートについて「ケア者保険」が適用されます。サポート者が家を出てからサポートを終了して帰宅するまでの間保障されます。

※万が一事故が発生した場合、福祉・たすけあい事業部まで速やかにご連絡下さい。(043-278-7768)

### 傷害保険(サポート者本人)

死亡:300万円

入院:3,000円/日(180日間)

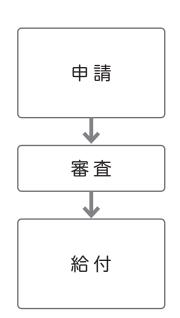
通院: 2,000 円/日(90 日間)

### 賠償責任保険

身体賠償:1億円 財物賠償:1億円

※賠償責任保険の免責金額は、5,000 円と設定されており自己負担となりますが、p 11 「組合員活動中の不慮の事故による賠償責任」での申請ができます。

# 申請~給付のきまり・申請書取得・一覧



### 申請書提出期限:事由発生・サポート実施日から 60 日以内

- ・エッコロ制度加入者である組合員が、申請書を取得し、必要事項を記入し所属 センターまたはデポーへ提出します。
- ・保障内容により、必要な書類(領収書等)を添付して提出してください。
- \*ただし、エッコロサポーター・おたすけ隊がサポート者の場合は、サポート者 が申請書を持参し提出します。

ブロックが定める会議で審査します。

# 月末までに提出された場合、翌々月の共同購入代金と相殺給付です

- ・個人引き落とし通知書及び配付の審査結果通知書でご確認ください。
- ・サポート者が組合員の場合はサポート者の共同購入代金と相殺します。 サポート者が組合員以外の場合は、申請者の共同購入代金と相殺になりますので、 給付後に申請者から現金で手渡してください。
- ・申請内容の不備や対象外の申請は、上記の限りではありません。

# 申請書の取得方法

- ① 所属ブロックに電話、または配達担当者に伝えて取り寄せる。
- ② デポーのワーカーズに伝えて受け取る。
- ③ 生活クラブ千葉のホームページよりダウンロードし印刷する。
  - ├─️ 活動・とりくみ→くらしを支えるとりくみ→エッコロ制度→申請書ダウンロード →



# 申請書一覧

保障名・サポート名	No.	申請書名				
たすけあい仲間づくり	Α	ほっとカフェ報告書兼申請書				
プレママ応援セット	-	申請書なし(2次元コードからの申請のみ)				
<b>北</b>	В	おたすけ・生活サポート報告書兼申請書				
生活保障	С	エッコロサポーター用 サポート実施報告書兼申請書				
	D	消費材破損・盗難・備品に関する申請書				
   配達・買物に関する保障	Ε	消費材のお届け・預かり・デポーの買物に関するサポート申請書				
即注・貝彻に関する休障	F	消費材の注文に関するサポートの申請書				
	G	デポー配達サービスの補助申請書				
	Η	組合員活動中の不慮の事故による入院・在宅療養に関する申請書				
	J	組合員活動中の不慮の事故による賠償責任に関する申請書				
組合員活動に関する保障	K	組合員活動中の不慮の事故による自己所有物の破損・盗難・紛失及び 自損事故に関する申請書				
	L	延長保育実費補助申請書				
	M	子ども・高齢者・障がい者の見守りに関する申請書				
千葉グループ生活支援利用補助	N	生活クラブ千葉グループ生活支援利用補助申請書				

\*エッコロサポーターが使用する申請書は、保障に関わらず申請書 C です。

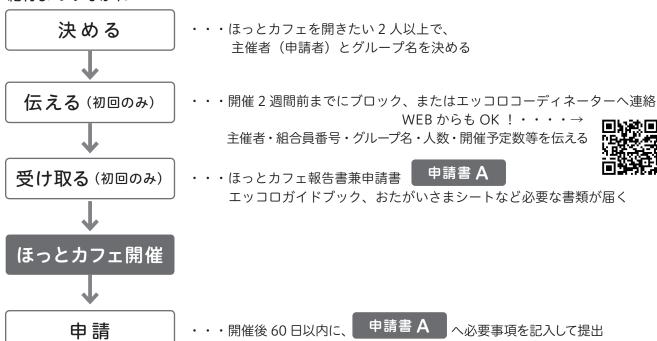
# **NEW**

# 地域でたすけあいの仲間づくり

#### 項目 内容 組合員1人 主催者(申請者) \*年間通じて同じ人、年間1グループ作れます ほっとカフェ 主催者がエッコロサポーターの場合 主催者 サポーター手当 600円/1開催 グループ名 年間通じ同じ名前を使用 身近な地域の組合員(組合員以外も OK) メンバー属性 \*親族はメンバーにカウントしません 参加したメンバー 2~4人 5 人以上 \*主催者含む 1開催の補助費 600円 2,000円 \*主催者に一括支給 ・身近な地域で顔の見える関係、たすけ 開催上限数 年間 12 回まで (4/1 ~ 3/31) あえる関係性をつくるための自主的な開 催を応援します。 自由(エッコロ制度の話や暮らしで困っているこ テーマ となども話してね) ・グループの固定メンバーでの開催が基 ・オンライン開催は申請の対象外です。 本ですが、たすけあいの輪が発展して ・写真の提出は、年1回以上してください。 いくようメンバーを増やす視点も入れま その他 ・インスタグラム (#エッコロほっとカフェ) へ しょう。

### 給付までの ながれ

審査・給付



・・・審査後、提出の次月末で処理し、主催者(申請者)の共同購入代金と 相殺給付になります。

の投稿協力

個人引き落とし通知書及び配付の審査結果通知書でご確認ください。

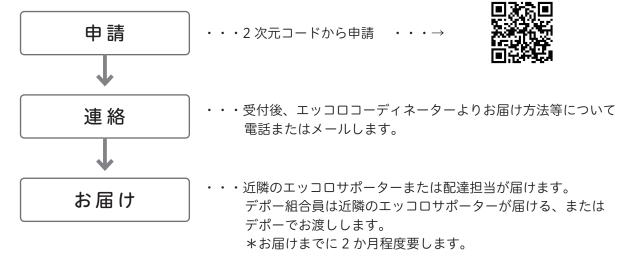
困りごとがあれば「おたがいさまシート」へ記入してブロックへ提出

# NEW

# プレママ応援セット申込

項目	内 容		
プレママ応援セット	対象	母子手帳交付から出産前までの組合員本人	
プレママ応援セット  ・プレママになった組合員をみんなで 応援します。 ・出産前にエッコロナポーターの組合 や近隣のエッコロサポーターの組合	対象セットの内容	母子手帳交付から出産前までの組合員本人 たすけあい委員会メンバーが選びました。 国産の木のおもちゃ「森のコロコロ」 握ったり、転がしやすい 丸みのあるガラガラです。自然に手の発育や音への 感覚を育みます。 エッコロマークの焼印入り。 生産者 酒井産業 ノンカフェイン「黒姫山草茶」 国産の甘茶や昔から 体によいとされる 6種類の山野草、 穀物を飲みやすく 仕上げたブレンド茶です。ティーバッグにお湯を注いで、にお湯を注いで、にっと一息してくださいね! 生産者 黒姫和漢薬研究所 *その他、出産祝い金がもらえる生活クラ	
とつながり、少しでも安心してもらいたいという思いがつまっています。		ブ共済ハグくみのご案内などもお届けし ます。	

# お届けまでの ながれ



# おたすけサポート 生活サポート 項 ・加入者または同居家族が病気・療養時・災害時の場合、 加入者または同居家族のサポート Ħ ・加入者が元気な時でもお手伝いが欲しい時 ・加入者または同居家族が子ども(小学生まで)・高齢者 のサポート (65歳以上)・障がい者の場合、対象者に関する加入者 または同居家族のサポート 保障 サポート金 300円 / 30分 サポート金 300円 / 30分 内 年間上限 1.200円 病気やケガ ・風邪で寝込み買物をお願いする ・ケガのため調理をお願いする ・退院後の通院に付き添いしてもらう 産前産後、子育て 事 ・産前産後に幼稚園の送迎をしてもらう ・体調がすぐれなくて、調理をしてもらう 例 ・通院の時に、下の子を預かってもらう ・旅行時に庭の水やりをしてもらう 高齢 ・美容院に行く時子どもを見てもらう 話し相手になってもらう ・家具の移動を一緒にしてもらう ・椅子に乗って電球を替えてもらう ・玄関周りの草取りを一緒にしてもらう ・おたがいさまの気持ちでできる範囲のサポートが対象です。 ・サポートは負担なくできる30分~1時間程度。1日につき、サポートは1つを基本と考えます。 ・サポート者は組合員以外でも OK ですが、親族は対象外です。 補 ・ファミリーサポートなど他団体・他事業の利用には使えません。 足 ・看護や介護など専門的な技能・知識が必要なサポートは対応できません。 ・車両事故の保障はありません。 ・エッコロサポーターやおたすけ隊・生活クラブ千葉グループの生活支援事業所は、車での送迎は対応

### <エッコロサポーターへ依頼した場合>

エッコロコーディネーターを 通して依頼したサポートを キャンセルする際の注意点

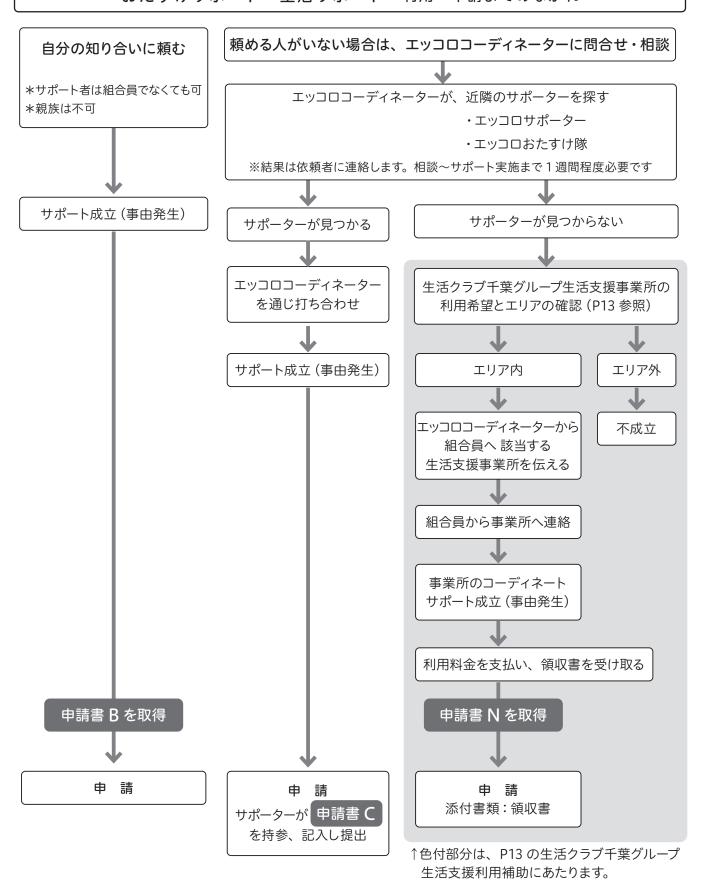
できません。

依頼者とエッコロコーディネーターとの間で前日 17 時までにキャンセルの確認ができなかった場合は、予定していたサポート料金が限度額から引かれます。

<生活クラブ千葉グループ生活支援事業所へ依頼した場合>

各事業所のキャンセルポリシーに準じます。キャンセルの場合は事業所に直接連絡 してください。

### おたすけサポート・生活サポート 利用~申請までのながれ



\*申請~給付のきまり・申請書の取得は、P4をご確認ください

#### 消費材の破損・盗難 消費材のお届け・預かり・ 備品に関する保障 デポーの買物に関するサポート 項 目 ・配達された消費材またはデポーで購入した消 費材、配達時のストッカー備品類の破損・盗難・ ・身近な組合員に消費材を届けてもらう、預かってもら 動物による被害 う、デポーで買物し届けてもらう時のサポート 消費材(共同購入品):消費材は被害額の実費 保 サポート金 300円/30分 配達受取用のストッカー類: 障 ※預かりのみ サポート金 600 円 /1 回 ・組合員自身で用意した備品類は被害額の 1/3 内 容 ・生活クラブで供給している受取ストッカー類は 年間上限 15.000円 全額保障 事 例 ・配達受取時に牛乳を落として割った ・手術後、体力が戻るまで消費材を届けてもらう ・デポーで買物中に卵を落として割った ・配達日に出していたストッカーが強風で飛ば ・葬儀のため配達品を預かってもらう され破損した(老朽も申請可) ・体調崩しデポーで買物し届けてもらう ・配達場所、購入デポーから自宅戸口までの間 の当日の事故に限ります。寄り道した場合は対 象外です。 補 ・3 営業日以内にセンター、デポーへ連絡します。 ・サポートは負担なくできる30分~1時間程度。 ・被害後は対策を講じてください。 1日につき、サポートは1つを基本と考えます。 足 ・受取ストッカー類の購入はセンターまたは配 達担当へお尋ねください。 ・同一備品につき年1回の保障です。 センター・デポーへ連絡 自分の知り合いに頼む 頼める人がいない場合 エッコロサポーター・ \*サポート者は組合員で ※消費材の破損・盗難の場合は3営業日以内 おたすけ隊のサポートが 利 なくても可 用 対象です。 \*親族は不可 ( 生活保障 P8 のながれを 申 参照ください。 請 サポート成立(事由発生) ま で 0 申請書 D を取得 申請書 E を取得 な が れ 申請 添付書類:配達明細表、レシート等 申請

# 消費材の注文に関する サポート

# デポー配達サービスの補助

・注文用紙記入代行や e くらぶの操作説明などの配達シ ステムに関するサポート

・病気やけが・災害を理由にデポー配達サービスを利 用した時の配達料実費補助

サポート金 300円/30分 年間上限 15,000円

配達料実費補助 年間上限 15,000円







- ・目が不自由で注文用紙の記入を手伝ってもらう
- ・e くらぶの操作を教えてもらう

- ・骨折して配達サービスを利用
- ・発熱して配達サービスを利用
- ・サポートは負担なくできる30分~1時間程度。 1日につき、サポートは1つを基本と考えます。
- ・病気・けが・災害時に限ります。
- ・デポー浦安は配達サービスを行っていません。

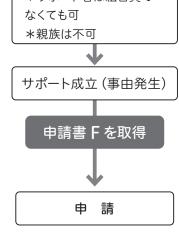
# 自分の知り合いに頼む

\*サポート者は組合員で

### 頼める人がいない場合

エッコロサポーター・ おたすけ隊のサポートが 対象です。

生活保障 P8 のながれを 参照ください。



デポーワーカーズに お声かけください

申請書 G を取得

申請

添付書類:レシート

# 組合員活動中の不慮の事故に 組合員活動中の よる入院・在宅療養の保障 不慮の事故による賠償責任 項 ・組合員活動中の本人・同居家族が不慮の事故で負傷 ・組合員活動中の対人及び対物事故等で賠償責任 し、入院・在宅療養した時の治療費保障とサポート が生じた時の保障(車・バイクによる事故は除く) 保障内容 サポート金 300円 / 30分 修理費実費、治療費実費 治療費実費 被害額相当 事 例 ・生活クラブの企画で他人の鍋の柄を焦がしてしまい ・配達の受取やデポー買物の行き帰りに転んで骨折 し通院したので治療費を申請し、歩行が困難のため 修理した 友人にごみ出しをお願いした ・デポーワーク時に消費材を落として割ってしまった ・1事由につき1度の限度額とします。 ・車両事故の保障はありません。 補 ・治療費は医療機関の受診が対象です。 足 ・生活支援利用補助を使用する場合は、生活保障を 利用してください。 消費材の少額な申請以外は、エッコロコーディネーター窓口へ連絡して 詳細をお聞かせください 利 サポート希望の場合 用 生活保障 P8 のながれを参照 申 し、ご利用ください。 請 ※自分の知り合いに頼みサ までの ポートを受けた時は、 を取得し申請 申請書 H 申請書H なが 申請書 J を取得 を取得 れ 申請 申請 添付書類:破損物の写真、購入品 添付書類:医療機関の領収書 領収書、医療機関の領収書等

# 組合員活動中の不慮の事故 による自己所有物の破損・ 盗難・紛失及び自損事故 の保障

・組合員活動で使用した私物の破損・盗難に対する保障(車・バイクによる事故は除く)

# 組合員活動のサポート

・生活クラブの会議や企画に参加した時のサポート

# 修理費実費 同程度の物の購入費用実費

# 延長保育実費補助

子ども・高齢者・障がい者の見守り サポート金300円/1人につき30分



- ・組合員活動で使用するために提供した私物のコンロが破損した(往復の移動中も含む)
- ・組合員活動中、駐輪していた自転車が盗まれた
- ・共同購入の受け取り、デポー買物は行き帰りのみを保障。寄り道した場合は対象外です。
- ・組合員活動中に自転車が盗まれた場合、申請は年1回まで。警察署の盗難受理番号が必要です。



- ・組合員活動の会議や企画 に参加し、通園する園の延 長保育を利用した
- ・通園している園に限ります。



- ・生活クラブの企画に託児がなく友人に 自宅で子どもを見てもらった
- ・託児システム風船の利用が優先です。
- ・1回の上限は3時間まで

自分の知り合いに

頼む

消費材の少額な申請以外は、 エッコロコーディネーター窓口へ 連絡して 詳細をお聞かせください

申請書 K を取得

申請

添付書類:破損物の写真、購入品領収書、盗難受理番号等

\*サポート者は組合員 でなくても可 \*親族は不可

サポート成立(事由発生)

# 頼める人が いない場合

エッコロサポー ター・おたすけ 隊のサポートが 対象です。 生活保障P8 のながれを参

エル 体 降 Fo のながれを参 照ください。

申請書しを取得

申請

添付書類:保育料が記載されている書類、領収書

申請書 M を取得

申請

# (NEW) 生活クラブ千葉グループの生活支援を利用したら

項目	内容	補足
生活クラブ千葉グループ 生活支援利用補助	<ul><li>・P 7生活保障を利用したいが、知り合い・ エッコロサポーターが見つからなかった場合、事業所のサポートを受けることができます。</li></ul>	・利用のながれ、申請方 法は P8 をご覧ください。 まず所属ブロックのエッ コロコーディネーター窓
	・利用料金、交通費、入会金、年会費等を補助します。  <事例> ・退院後、体力低下で部屋の掃除と食事作りをお願いした。 ・一緒に部屋の片づけ、子ども見守り、散歩や病院への付き添い、話し相手等	・生活クラブ千葉グループ生活支援事業所の活動エリア外の場合は利用することができません。・サポートのキャンセルは各事業所のルールに準じます。

# 例:体調を崩し、W.Co (ワーカーズコレクティブ) ういず を 2 回利用した場合

	初回		2 🗆 🖹	3	利用団体に
	年会費	3,000円	なし		10,000 円を支払う
#	サポート 2 時間(1,500×2)	3,000円	サポート 2 時間	3,000円	*
費用	交通費 (バス往復実費)	500円	交通費	500円	申請書N
	合計	6,500円	合 計	3,500 円	10,000 円を申請する
					三活保障の限度額まで残り 5,000 円

# 生活クラブ千葉グループの生活支援事業所

NPO 法人ワーカーズコレクティブ千葉県連合会				
拠 点	点 事業所名・TEL 料 金			
柏市	NPO 法人 W.Co ういず 04-7134-7201	平日(月~金)1,500円/時、土日祝日時間外1,800円/時 交通費別/年会費3,000円		
野田市	企業組合 W.Co 紙ふうせん 04-7123-3965	月~土 2,000円/時、交通費込み		
船橋市等	W.Co わっふる 080-4161-1269	平日 1,800 円 / 時、土日祝日時間外 2,500 円 / 時 交通費別 その他設定あり 入会金 3,000 円 年会費 2,000 円		
佐倉市	企業組合 W.Co 回転木馬 043-488-6642	平日(月~金)1,500円/時 土日祭日/要相談 交通費別		

認定 NPO	法人 コミュニティケア街ねっ	o と			
拠 点	事 業 所 名・TEL	料金			
千葉市稲毛区	千葉センター: 043-290-8017	平日(月~金) 1,900円/時 土日祝日時間外 2,300円/時、交通費別			
柏市	柏センター:04-7170-0939	平日(月~金) 1,800円/時 土日祝日時間外 2,200円/時、交通費別			
*利用時間は8:00~18:00、1回あたり1時間から、以降30分単位					

# 企画参加時の託児

# 託児ケアシステム「風船」

生活クラブの企画や会議などの組合員活動に参加する時は、託児を利用することができます。

子育て支援と組合員活動応援の2つの視点から、利用料金(運営費)はエッコロ制度で負担しているので無料で利用することができます。

託児ケアシステム「風船」は、 生活クラブ千葉グループの 認定 NPO 法人コミュニティケア街ねっとに 業務委託しています。



詳細はこちら



# 配達時の見守り

# 見守り安心サポート

週1回の配達時に注文や受取の状況について、離れて暮らす親族等へメールでお知らせします。緊急時には救急車等の手配と同時に登録した連絡先へ連絡します。 住み慣れた我が家で安心して暮らしたい願いを無料でサポートしています。

事前登録が必要です。こちらからもできます →

対象:60歳以上の個配組合員(本人)

申込・問い合わせ:福祉・たすけあい事業部



詳細はこちら



虹の街 見守りキャラクター みまもくん

# 『生活と自治』リーディングサービス



------詳細・申込 は こちら

目の不自由な方や小さい字が見えなくなってきたという方のために『生活と自治』を音声で読み上げた CD をお届けします。

録音は生活クラブ東京のボランティアグループが行っています。

- ・音訳の視聴ができます。→→-



申込・問い合わせ:福祉・たすけあい事業部

# エッコロ福祉基金

エッコロ福祉基金は、地域福祉が充実するための活動や事業に助成することで、 地域のたすけあいの力が向上し組合員の暮らしも豊かになることを願い、1998 年 から始まりました。組合員の毎月 100 円の掛金のうち、20 円を原資としています。

現在は、虹の街の福祉政策を具体化する事業に活用する「エッコロファンド」と、 地域で福祉活動・事業に取り組む団体へ助成する「エッコロ福祉助成」の2つを 運用しています。

助成枠(金額等)は、毎年、理事会で決定しており、開始当初から今までの助成総額は2億円以上になっています。

# <u>エッコ</u>ロファンド

虹の街の福祉政策を具体化する事業資金として、活用しています。

### 【今までに助成した事業一例】

- ・スワンベーカリ―柏:障がい者就労支援事業 (写真)
- ・くらしと家計の相談室:生活相談・家計再生支援貸付事業
- ・生活クラブ虹の街小規模保育おおたかの森:小規模保育事業
- ・アリエッティ基金:生活再生支援事業







# エッコロ福祉助成

1団体あたり助成上限額を30万円、総額を200万円とし、高齢者・障がい者・生活困窮者・子どもたちが安心して暮らしていくために必要な活動や事業を行う県内の団体へ助成しています。

助成活動は、「必要なものを自らまかなう」=「自給」という、 食の分野で生活クラブが大切にしていることを福祉の分野で 実践したものです。生協の事業や運動だけでは解決できない 課題に取り組む団体の皆さんを応援することで、持続可能な 社会の実現に寄与しています。

過去の助成団体はこちらからご覧になれますー



生活クラブ虹の街 エッコロ福祉基金 2024 年度エッコロ福祉助成 贈呈式



2024年3月6日。生活クラブ虹の街福住理事長(前列中央)、審査会メンバーと助成団体の皆さん

# エッコロ制度の歴史

	# /\\	4 7 6 - Nat of the
エッコロ制度の歩み	年代 ———	生活クラブ福祉活動の歩み
●エッコロ制度誕生 生活クラブ共済制度として7月に開始。全労済へケアの一部を委託、掛金は月200円	1986	
● 7 月より新制度開始 掛金は月 200 円	1991	
●愛称が「エッコロ」になる:生活クラブの共済制度の愛称が ECCOLO (エッコロ、イタリア語で「はい、どうぞ」の意味)となる	1992	
	1994	●たすけあいネットワーク事業活動開始: 在宅ケア事業を開始。事業を担うワーカーズコレクティブなどと活動 ●CO・OP共済《たすけあい》取組開始
● 10 月より新制度開始エッコロ共済を見直しエッコロ制度とする。掛金 200 円から 100 円に引き下げ。組合員活動保障、福祉基金を新設	1998	●たすけあい倶楽部を支える会が高齢者福祉施設「風の村」の支援団体として、社会福祉法人たすけあい倶楽部設立
●託児ケアシステム開始 全労済との提携部分を5月末で廃止	2000	●八街市に高齢者福祉施設(特別養護老人ホーム)「風の村」開設
	2002	●生活クラブ生協を母体とする社会福祉事業や地域福祉推進に関する調査機関「コミュニティケア研究所 (CCI)」設立
●エッコロ予算より、骨密度測定器を購入	2004	●たすけあいネットワーク事業が生協事業から分離し、社会福祉法人たすけあい倶楽部と統合、新法人「社会福祉法人生活クラブ」設立 ●たすけあい倶楽部を支える会が「生活クラブ・ボランティア活動情報センター(VAIC)」へ改組
●エッコロ制度見直しプロジェクト設置	2007	
●エッコロ制度改正:共同購入保障の充実、OCR 記入代行、延長保育、地域活動による代行等、加入歴祝い金新設。掛金 100 円(各保障 75 円、福祉基金 25 円)	2008	● VAIC と CCI が合併し NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所(VAIC-CCI)設立
●託児ケアシステムを VAIC-CCI へ委託 ●生活クラブ葬「風の旅」開始	2009	● VAIC-CCI が託児ケアを事業化し託児ケアシステム風 船として事業開始
●エッコロ制度見直しプロジェクト設置	2013	●買物弱者支援事業として移動販売「デポーマルシェ便」をデポー真砂・松葉町で開始 ●児童養護施設「生活クラブ風の村はぐくみの杜君津」開設 ●はぐくみの杜君津の支援団体「はぐくみの杜を支える 会」設立(2015 年に NPO 法人格取得) ●生活クラブ共済ハグくみ取組開始
●エッコロ制度改正:「日常生活保障」新設、ケアの担い手創出とケアコーディネートのしくみ作り、地域住民同士のたすけあう関係性を作る「エッコロおたすけ隊」創出、ケアの専門性・継続性を確保するためにワーカーズコレクティブ・VAIC-CCIの生活支援事業と委託契約を結ぶ	2014	
	2015	●虹の街が生活相談・家計再生支援貸付事業を開始 千葉市中央区に「くらしと家計の相談室」開設
●『生活と自治』の音訳 C D「リーディングサービス」 開始 ●エッコロ見直しプロジェクト設置	2016	
●エッコロケアの依頼窓口を設置、ケアの担い手としてエッコロサポーターの登録を進める。 ●福祉基金は虹の街福祉活動・事業に活用するエッコロファンドと地域に向けたエッコロ福祉助成とし、エッコロ福祉助成は虹の街に審査委員会を設置	2017	
	2018	●小規模保育おおたかの森開園
●エッコロコーディネーターを全ブロックに配置	2019	
	2020	●認定 NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所から 認定 NPO 法人コミュニティケア街ねっとへ名称変更
●エッコロ制度見直しプロジェクト設置	2023	

# ■エッコロ制度規約と細則

### 生活クラブエッコロ制度規約

### 第一章 総則

#### 【目的】

第1条 生活クラブエッコロ制度(以下エッコロ制度という)は、生活クラブ生活協同組合(以下生活クラブという)の組合員が安心して共同購入および組合員活動に参加できる共済システムづくりと、地域のたすけあい活動を支える「福祉基金」の設置を目的とします。

#### 【保障・活動】

第2条 生活クラブは、加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障や活動を行うものとします。但し保障の限度額は1年間の合計100,000円までとします。

### 《保障内容》

- 1. 生活保障
- (1) おたすけサポート

困ったことを手伝うサポート

(2) 生活サポート

加入者または同居家族が病気・怪我・災害時を理由とする場合の加入者または同居家族のサポート

- (3) 加入者または同居家族が子ども、高齢者、障がい者の場合、対象者に関する場合の加入者または同居家族のサポート
- (4)(1)(2)(3)のサポート者のコーディネート
- 2. 配達・買物に関する保障
- (5) 配達当日の共同購入品・備品の盗難・破損、デポーでの盗難・破損、買物帰りの盗難・破損
- (6) デポー配達サービスの補助
- (7) 消費材のお届け、デポーの買物、預かりに関するサポート
- (8) 注文に関するサポート
- (9)(7)(8) のサポート者のコーディネート
- 3. 組合員活動保障
- (10) 活動中に加入者および同居家族が不慮の事故に遭遇し、 入院・通院・在宅療養したとき
- (11) 活動中に加入者および同居家族の責任で対人・対物により賠償責任が生じたとき
- (12) 活動中に加入者が不慮の事故により自己所有物の破損・盗難・紛失及び自損事故(自動車・バイクによる事故は除く)を起こしたとき
- (13) 組合員活動を支えるサポート
- (14)(10)(13)のサポート者のコーディネート
- 4. 千葉グループ生活支援利用補助
- 5. 子育てサポート保障
- (15) プレママ応援セットの給付
- (16)(15)のサポート者のコーディネート

ーカーズ福祉事業基金として積立します。

#### 《活動内容》

- (1) ほっとカフェの開催補助
- (2) 託児ケアシステム「風船」
- (3) リーディングサービス
- (4) 見守り安心サポート
- (5) 福祉・地域づくり助成

#### 【エッコロ制度の管理・運営】

第3条 エッコロ制度の自律的かつ円滑な運営をはかるために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。 2. エッコロ福祉基金は掛金のうち100分の20を振り分け、別に定めるエッコロ福祉基金運営管理規程に則り運営します。 3. エッコロの剰余金が発生した場合は、残額の20%をワ

### 【理事会が委任する委員会の審議事項】

第4条 理事会が委任する委員会は、生活クラブの総代会・ 理事会の決定に基づき次の事項を審議します。

- (1) エッコロ制度事由発生の処理に関する事項
- (2) エッコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エッコロ福祉基金の運営管理
- (4) 事業案の策定に関する事項
- (5) その他、エッコロ制度運営上必要とされる事項

#### 第二章 契約

#### 【加入者の範囲】

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることが できる者は生活クラブの組合員とします。

#### 【加入手続き】

第6条 生活クラブに申請し、生活クラブの受理をもって 加入とします。

### 【掛金及び払込方法】

第7条 掛金は月額100円とし、生活クラブの指定する日までに生活クラブに払い込むものとします。

2. 掛金の払い込み方法は、別に定める細則によるものとします。 【効力の開始と消滅】

第8条 共済効力の開始は、生活クラブの組合員として加入申込書を提出した日とします。

2. 効力の消滅は、最終掛金払込月の翌月末日とします。

### 【共済期間と解約】

第9条 共済期間は4月1日~3月31日までとし、解約をする場合は、所定の解約届を提出するものとします。

### 【変更の届出】

第10条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じた時は遅滞なく生活クラブに届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名
- (2) 住所

### 【契約の消滅】

第 11 条 契約は加入者が生活クラブを脱退した時、また は死亡した時消滅します。

### 【効力の停止】

第12条 加入者が掛金を滞納した時、その未払い期間については効力を停止します。

### 第三章 共済事由の申請および給付金の支払い

#### 【事由発生の報告】

第13条 加入者または家族は共済事由が発生したときは、 速やかに事由発生状況を生活クラブに報告し、所定の手続 きをとるものとします。

### 【給付金の支払い請求】

第14条 給付金の受取人は共済事由が発生したときは、その発生から60日以内に支払い請求書と細則に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。ただし、請求時に組合員であることとします。

### 【給付金の支払い】

第15条 給付金は事由内容を規約および細則にそってブロックが定める会議で審査し、ブロックが定める会議が支払い手続きを行うものとします。

第16条 給付金の受取人は、加入者本人及びサポート者とします。

### 【時効】

第17条 給付金の申請者が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生活クラブは給付金の支払い義務を免れるものとします。

### 【調整】

第18条 給付金の支払いに関し、生活クラブと受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとします。

### 第四章 その他

#### 【業務委託】

第19条 生活クラブはエッコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託できるものとします。

#### 【細則】

第20条 この規約に定めるもののほか、活動のための手続き、その他業務の執行に必要な事項は、別途細則を定めるものとします。

#### 【附則】

第21条 この規約は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生活クラブの総代会において行うものとします。

3. この規約は、1987年、1988年、1990年、1992年、1993年、1994年、1996年, 1998年、1999年に改正されました。

4. この改正規約は、2000 年 6 月 1 日から施行するものと します。

5. この改正規約は、2002 年 6 月 1 日から施行するものと します。

6. この改正規約は、総代会決定後、2003 年 5 月 29 日から施行するものとします。

7. この改正規約は、総代会決定後、2007 年 6 月 1 日から 施行するものとします。

8. この改正規約は、総代会決定後、2008年6月1日から施行するものとします。

9. この改正規約は、総代会決定後、2009年6月20日から施行するものとします。

10. この改正規約は、総代会決定後、2013年6月19日から施行するものとします。

11. この改正規約は、総代会決定後、2014年6月21日から施行するものとします。

12. この改正規約は、総代会決定後、2017 年 6 月 23 日から施行するものとします。

13. この改正規約は、総代会決定後、2023 年 6 月 21 日から施行するものとします。

14. この改正規約は、総代会決定後、2024年7月1日から施行するものとします。

### 生活クラブエッコロ制度細則

### (総則)

第1条 エッコロ制度規約(以下「規約」という)第20条にもとづき、エッコロ制度に必要な事項はこの定めによるものとします。

#### (家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」は同一生計の親族と別居 の2親等以内とします。

#### (不慮の事故の定義)

第3条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故不慮の中毒不慮の墜落
- (2) 天災火災及び火焔による不慮の事故
- (3) 不慮の溺没
- (4) 不慮の打撲
- (5) その他たすけあい委員会が特に認めたもの

#### (組合員活動の定義)

第4条 規約に規定する「組合員活動」とは理事会、ブロックが定める会議等で承認されたものとし、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会・イベント・共同購入の授受、デポーの買い物などとし組合員に同行している家族も含みます。また、留守番をしている小学生以下の子どもを含みます。

#### (規約第2条第12号の範囲)

第5条 規約に規定する「役員」とは理事、監事、ブロック運営委員、消費委員、環境・平和委員、たすけあい委員、その他理事会、ブロックが定める会議で認めたものとします。 (共同購入備品の定義)

第6条 規約に規定する「共同購入備品」とは、共同購入を行うために組合員が購入した物、班員が共同して購入したもの、リースしたもの等を含みます。

(共済期間をまたがる事由の取扱い)

第7条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その 事由は前年の共済期間に通算するものとします。

### (掛金の払込方法)

第8条 規約第7条の掛金の払込み方法は、毎月度の共同 購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。 (解約方法)

第9条 規約第9条で規定する解約方法は、所定の解約届 を該当月の10日までに提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに1年間継続するものとします。

#### (保障内容)

第10条 規約第2条に規定する共済期間中に発生した事由に対する保障内容及び規約第14条に規定する支払い請求に必要な提出書類は別表の通りとします。

(サポート及びサポート者の定義)

第11条 「サポート」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、「サポート者」とは、それを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護は含めないものとします。 (附則)

第 12 条 この細則は 1986 年 7 月 1 日から施行するもの とします。

2. この細則の改廃は、生活クラブの理事会において行うものとします。

3. この細則は、1987年1988年、1990年、1992年、1993年、1994年、1996年、1998年、2000年、2003年に改正されました。

4. この改正細則は、2003年3月21日から施行するものとします。

5. この改正細則は、2008 年 6 月 1 日から施行するものと します。

6. この改正細則は、2009年4月21日から施行するものとします。

7. この改正細則は、2013年8月28日から施行するものとします。

8. この改正細則は、2014年6月21日から施行するものとします。

9. この改正細則は、2014年6月26日から施行するものとします。

10. この改正細則は、2017年6月23日から施行するものとします。

11. この改正細則は、2023 年 6 月 21 日から施行するものとします。

12. この改正細則は、2024年7月1日から施行するものとします。

# 問い合わせ・エッコロコーディネーター窓口

お気軽にご相談ください。窓口時間以外は、留守電へいれてください。

ブロック	センター・デポー	エッコロコーディネーター窓口 TEL (月・水・金 13:00~16:00)	センター TEL
柏	柏センター デポー大津ヶ丘・松葉町・ おおたかの森	090-1037-7833	04-7134-3801
千葉	千葉センター デポー真砂・みつわ台・園生	080-1053-1273	043-278-7629
佐倉	佐倉センター デポー木刈	080-1017-7867	043-461-7868
松戸	松戸センター デポー新松戸	080-8810-7468	047-385-4646
市原	市原センター	<b>070-4352-4168</b> ※月・水・金 10:00~13:00	0436-60-1583
ベイ	ベイセンター デポー浦安	<b>080-1053-1264</b> ※月・水・金 10:00~13:00	047-379-1540

福祉・たすけあい事業部 TEL: 043-278-7768 (月~金 9:00~17:00)

WEB版エッコロ制度ガイドブック・申請書のダウンロード 生活クラブ虹の街ホームページ → 活動・とりくみ → くらしを支えるとりくみ → エッコロ制度



# 生活クラブ虹の街 エッコロ制度ガイドブック

発行日:2024 年 7 月 発行者:生活クラブ虹の街 編集責任:たすけあい委員会 \*生活クラブ虹の街は、生活クラブ千葉の通称です。